

■業務委託契約書(案)に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
68	全般					第1回質問回答No.384に関して、「受注者」とは「特別目的会社(SPC)」であることを確認させて下さい。	ご理解のとおりです。
69	1	第1条	1		総則	「本基本契約、この契約書、要求水準書等、事業者提案の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本基本契約、この契約書、要求水準書等、事業者提案の順にその解釈が優先する」とあり、「要求水準書等」については「(要求水準書、入札説明書、質問回答書をいう。)」とされています。基本契約書、この契約書に関する質問回答書については、それぞれ「本基本契約」「この契約書」に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	1	第1条	1		総則	3行目の「この約款」とは「この契約書」のことと理解してよろしいでしょうか。	本契約のうち、約款部分を指します。なお、本規定の反対解釈により他の書類等の効力が否定されるものではありません。
71	2	第4条	1		一括再委託等の禁止	第1回質問回答No.388にて、基本契約書と整合をとる旨、ご回答頂いております。業務委託契約書の修正案をご提示願います。	業務委託契約書の締結に際して示します。
72	3	第7条	1		業務遂行過程の生成物	第1回質問回答No.389で、「発注者の指定する場所です。したがって、本施設用地内の保管場所とは限りません。」とありますが、貴組合が想定されている保管場所をご教示願います。もし、保管場所が未定である場合、応募事業者間の公平性を担保(重機または車両の選定、自動車登録番号標の要否、燃料等の適正な事業費用を算出するため)するためにも運搬先の想定距離、運搬車両の仕様、自動車登録番号標の要否等の条件をお示し下さいますようお願い致します。	有価物については場外搬出はありません。クリーンセンター内の適正な場所に保管してください。業者が引き取ります。
73	3	第7条	1		業務遂行過程の生成物	第1回質問回答(No.389)において、「有効利用可能な物の運搬先は本施設内の保管場所とは限りません」との回答をいただいておりますが、「要求水準書 第二編 17ページ 10 搬出物の保管及び積込み」および、「別紙5 運営・維持管理業務範囲」では、有効利用可能な物(資源物)を本施設から搬出する際の運搬業務は御組合の所掌と読み取れますが、事業者の所掌範囲となるのでしょうか。事業者の所掌範囲となる場合、有効利用可能な物の運搬はどの程度の距離、頻度を想定すればよろしいでしょうか。また、有効利用可能な物は、運搬の再委託が可能な有価物との理解でよろしいでしょうか。	No.72に示すとおりです。
74	4	第11条			委託料の返還請求	「成果物」とありますが、「成果品」のことと理解してよろしいでしょうか。	第1条第2項に定義される「成果品」です。業務委託契約書において修正します。
75	4	第13条			業務是正警告	「成果物」とありますが、「成果品」のことと理解してよろしいでしょうか。	No.74に示すとおりです。
76	5	第14条			料金の徴収	1項および3項に「発注者が別途定めるところに従い」とありますが、「別途定めるところ」の内容についてお示し願います。	「別途定めるところ」の内容は現在お示することはできませんが、事業者による料金徴収は窓口において個人・小規模事業者からのものが対象となります。月ぎめ料金の搬入業者及び市町が収集・搬入するごみについては計量と集計のみを行い、事業者による料金徴収はありません。
77	13	別紙3	1		第三者賠償責任保険	ご提示の保険金額は、事業者が加入する保険の下限との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。